

エトフェンプロックスに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>「他の発がん性試験において、ラットの雌で甲状腺ろ胞細胞腺腫が認められたが、遺伝毒性試験が全て陰性であったこと及びメカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」とする理屈を、素人にもわかりやすく説明してほしい。発がん性があるものを薄いとは言えヒトに食べさせて問題ないという結論は納得できない。</p> <p>また、長期暴露評価では、国民全体でも 30.2、幼児に至っては 75.6 と高い数値になっている。ちょっと量が増えると 100 を超すことになりかねないので、基準を厳しくすべき。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>発がん性等の毒性に関しては、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価において評価されています。内閣府食品安全委員会の評価においては、生体において遺伝毒性を示す可能性が否定できず、当該遺伝毒性に係る作用の発がん性への関与が否定できない物質（遺伝毒性発がん物質）と判断される場合、原則として許容一日摂取量（ADI）を設定することは適当ではないと判断しています。</p> <p>一方で、一部の試験から発がん性が示唆された場合であっても、遺伝毒性が明確に否定される物質（非遺伝毒性発がん物質）と判断されるときには、その物質の健康影響（発がん）の生じない無毒性量（閾値）を設定することができ、これを基に、ADI が設定できる場合もあると考えられます。</p> <p>本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、「発がん性試験において、ラットの雌で甲状腺ろ胞細胞腺腫が認められたが、遺伝毒性試験が全て陰性であったこと及びメカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、人が一生にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADI が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20210825173</p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

オルトジクロロベンゼンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】 これまで国内外において ADI の設定が行われていないというものが、推定摂取量が極めて少ないという理屈で使用を認める（残留を認める）のは納得できない。</p>	<p>【回答 1】 本剤については、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、各種毒性試験から無毒性量（NOAEL）が参照でき、現行のリスク管理における体重（1kg）当たり及び 1 日当たりの推定摂取量と NOAEL との比較による安全マージン（MOE）は 270,000,000 であり、NOAEL と推定摂取量には十分な余裕があると判断されていることから、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

カルバドックスに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>カルバドックスについては、「食品に含有されるものであってはならないとする現行の食品規格を維持することが妥当である。」という答申案なので賛成。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p>

クマホスに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>「クマホスについては、食品に含有されるものであってはならないとする現行の食品規格を維持することが妥当である。」という答申案なので賛成。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p>

テトラコナゾールに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>『食品安全委員会は、マウスを用いた 80 週間発がん性試験において「肝細胞腺腫及び肝細胞癌の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた」と評価している。』としているが、発がん性が認められるなら、「腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能」ということではなく、一律禁止にすべき。また、長期暴露評価の数値も高く（例：幼小児 42.0）、安全を見て安全係数をさらに 10 加えるべき。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、マウスの発がん性試験の結果も評価し、ヒトと動物の種差や個体差も考慮した上で、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、許容一日摂取量（ADI）が設定されていると承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。 https://www.fsc.go.jp/fsciiis/evaluationDocument/show/kya20210825175</p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農畜産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

ナイカルバジンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>リストにあるナイカルバジンの食品中の基準であるが、ラットがん原性試験では明確な腫瘍発生の増加は認められていないものの、Ames 試験において TA98 株と TA1538 株で弱い陽性反応が認められていることから基準を緩める幅をより小さくすること（特に肉、脂肪や食用部分などの一度に食事で摂取する量の多い可食部については3～13ppmではなく、1ppm程度までに抑えること）を希望する。</p>	<p>【回答1】</p> <p>ナイカルバジンは復帰突然変異試験においてTA98株とTA1538株で弱い陽性反応を示します。内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価では、このことについて下記のように判断した上でナイカルバジンのADIが設定されています。「以上の知見から、ナイカルバジンは復帰突然変異試験においてTA98に陽性を示すものの、遺伝子突然変異試験（MLA）での陰性知見、並びに実施した他の <i>in vitro</i> 及び <i>in vivo</i> 試験のすべてで陰性であったことから、食品安全委員会は、ナイカルバジン並びにその構成成分であるDNC及びHDPIについては、ヒトに対して特段問題となる遺伝毒性はないと考えた。」詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20210209020</p> <p>厚生労働省では、以上の見解を踏まえて、国際基準や海外における家畜残留試験結果等を参考にしつつナイカルバジンの基準値を設定しています。</p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての畜産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量（ADI）の80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

フルエンスルホンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>「マウスを用いた発がん性試験において、雌で肺胞/細気管支腺腫の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。」とするのではなく、「腺腫の発生頻度が増加したことから、残留は認めない」とするのが、自然では？</p>	<p>【回答 1】</p> <p>本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「雌で肺胞/細気管支腺腫の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、許容一日摂取量（ADI）が設定されています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20211208249</p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農畜産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>凄くありがたい。他国よりも農薬など多いとテレビで見たので国が基準を少なくしてくれると安心できる。</p>	<p>【回答1】</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>新たな基準案に0.01ppmのものがあるが、一律基準を適用しないことに法的な意味があるのか。</p>	<p>【回答2】</p> <p>一律基準は、基本的に当該農薬等の使用が認められていない農産物等に残留する場合に適用されるものです。今般、0.01ppmの基準値を設定した食品については、いずれも、国内の農薬登録がある又は国際基準であるコーデックス基準があることから、一律基準を適用することとはしていません。一律基準の詳細については、下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/050603-1a-16.pdf</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>承認農薬成分数約600種、添加物約830種、遺伝子組換え食品系400種、遺伝子組換え飼料100種、抗生物質、ホルモン剤、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。にも関わらず、審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。複合効果を検証しろと意見を出しても「複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にある・・・。FAO/WHOでは、・・・複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。」という「先送り」状態。「確立されていないからこそ、確立されるまで一律禁止」にすべきではないか？ 一律禁止ができないなら、既存の基準値もすべて安全係数を1,000に設定して基準を厳しくすべき。</p>	<p>【回答3】</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>安全係数については、内閣府食品安全委員会における許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差（人種、健康状態、生活状況、年齢等）を考慮して安全係数100を除いて決めているものと承知しています。</p>
4	<p>【意見4】</p> <p>パブコメ締め切り間近ということで、慌てて意見をさせていただいた。私は〇〇県〇〇市で〇〇を営む者</p>	<p>【回答4】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果</p>

<p>(※個人が特定されるおそれがあることから事務局にて県名等を“〇〇”に修正)。エトフェンプロックスは毒性が低いらしいが、確か水産動植物には良くないと聞いたことがある。うちも農家をしているので、除草剤に頼らざるを得ないのだが、側には川があり、今回はいくつかの品目において、4倍など基準を緩くする案があるが、皆が多く使用することによって生態系に影響が出ないとは言い切れないと思う。どうか安易に物事を進めないで貰いたい。また何よりここ最近の農薬の改正はすごく件数が多いことにビックリしている。食は健康、命に関わること。マイナポイントのCMに多額のお金を使うくらいなら、厚労省のパブコメ募集中のことを多くの方に知ってもらう、多くの意見を集めることをしてもらいたい(私の周辺の無添加に拘る方でも、パブコメ自体あることを知らない方が多い)</p> <p>厚労省の方は、高給スーパーで安全な野菜を手にすることができるかも知れないが、若い世代でお金に困っている方は、安全な野菜、食べ物を選ぶことさえできない。「母親が無知だと病気になる」インディアンの教え。無知にさせているのは誰なんだろう？無知ではいけないから、まずは厚労省が教えて皆で解決策を考える、それがパブコメの意義だと私は思っている。どうか、心ある職員の方がいらっしゃれば(動きたくても動けない事情があるかも知れないが)若い方達を守ってあげて欲しい。</p>	<p>や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>また、農薬の環境中への暴露については、農林水産省及び環境省が定める省令等に基づき、適正に農薬の使用がなされ、安全性が確保されているものと承知しています。</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>パブリック・コメントの募集に関しては、e-Govポータルサイトのほか、厚生労働省ホームページ等でも御紹介しています。</p> <p>なお、残留基準設定の考え方も含め、食品の安全に対する正しい知識の普及啓発は課題として認識しておりますので、公開講座等も活用の上、引き続きリスクコミュニケーションの推進をはかってまいります。</p>
<p>5</p> <p>【意見5】</p> <p>フッ素については、環境への影響、使用者の健康、近隣人畜等への影響、悪用の可能性などの問題があると思われるので、可能であれば使用の縮小を行っていく方が良いのではないかとと思われる。</p> <p>テトラコナゾール</p> <p>フッ素が含まれているので、可能であれば他のものを使うようにした方が良いと思われた。</p> <p>フルエンスルホン</p> <p>フッ素が含まれているが、殺線虫剤はフッ素が無いものもあるはずであるし、フッ素が含まれていないものを使うべきと考える。</p>	<p>【回答5】</p> <p>農薬の残留基準の設定及び環境影響等については、【回答4】を御覧ください。</p> <p>農業従事者への影響、水質や水生生物などの環境への影響、周辺の農作物や蜜蜂などの有用生物への影響等については、農林水産省が農薬登録の際に考慮しているものと承知しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に係る審議資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p>

	<p>甚大な被害の発生時を除き、基本として廃止を行っていった方がよいのではないかとと思われる。</p> <p>フロラスラム</p> <p>フッ素が含まれているが、除草剤はフッ素が無いものもあるはずであるし、フッ素が含まれていないものを使うべきと考える。基本として廃止を行うべきと考える。</p>	<p>(農薬・動物用医薬品部会の資料)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25265.html</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の議事録)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000951420.pdf</p> <p>(食品健康影響評価)</p> <p>テトラコナゾール</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fsciiis/evaluationDocument/show/kya20210825175</p> <p>フロラスラム</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fsciiis/evaluationDocument/show/kya20210630147</p> <p>フルエンズルホン</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fsciiis/evaluationDocument/show/kya20211208249</p>
--	---	---